

## 議 事 録

会議の名称	茨木市人権尊重のまちづくり審議会 第4回いのち・愛・ゆめセンターあり方検討部会
開催日時	平成28年3月25日（金） 午後1時30分～午後4時
開催場所	茨木市立総持寺いのち・愛・ゆめセンター 3階大会議室
部会長	熊本 理抄
出席者	熊本 理抄          岩本 賢三 長田 佳久          三木 昭  <p style="text-align: right;">（4人）</p>
欠席者	柴原 浩嗣
主な議題	(1) いのち・愛・ゆめセンターのあり方について (2) その他
配布資料	添付のとおり

（順不同、敬称略）

発言者	内 容
事務局	<p><b>1 開会</b></p> <p>ただ今から、第4回のいのち・愛・ゆめセンターあり方検討部会を開催する。本日の出席は4名の出席があり、柴原委員が欠席である。議事の進行については審議会規則を準用して、部会長に願います。</p>
部会長	<p><b>2 議題 [1] いのち・愛・ゆめセンターのあり方について</b></p> <p>それでは本日の審議に入る。傍聴者はあるか。</p>
事務局	<p>傍聴者があるのでこれより入場していただく。</p>
事務局	<p><b>【傍聴者入場】</b></p> <p>本日は、総持寺いのち・愛・ゆめセンターでの開催となっている。まずは前回と同様に現地視察を行いたい。20分程度のフィールドワークとなる。よろしく願います。</p> <p><b>【フィールドワーク】</b></p>
部会長	<p>それでは総持寺いのち・愛・ゆめセンターの現状について館長より願います。</p>
館長	<p><b>【「第4回いのち・愛・ゆめセンターあり方検討部会資料」に基づいて説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度は本館の耐震工事の影響で利用が減少したが、その時期に別館の利用人数が伸び、本館再開後も継続したことが利用者数の増加につながった。</li> <li>・平成26年度より「みしまちの玉手箱」という地域交流行事を、地域住民や利用団体の協力で実施している。初年度は400～500人、今年度も400人ほどの参加があり盛況であった。</li> <li>・8月に平和展としてパネル展示を予定していたが、地域住民より軍服や当時の写真、寄せ書きした国旗等の貸与を受けることができた。</li> <li>・識字日本語学級は現在生徒9人、指導者13人で対応している。</li> </ul>
北場相談員	<p><b>【同資料に基づいて説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度よりNPOに委託して地域交流・相談機能強化事業を実施している。</li> <li>・コミュニティソーシャルワーカー配置事業、生活相談・学習支援事業も同様にNPO委託で実施している。</li> </ul>

発言者	内 容
部会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークオンライン求人情報、地域団体、各種資源等を活用して相談対応している。</li> <li>・今年度の2月までの相談件数はセンターでの相談業務が234件、相談機能強化事業のNPOでの相談が396件、CSWが273件となっている。来所や地域のネットワークを通じての相談となっている。</li> <li>・現在、支援方策検討会の中で相談白書のとりまとめを行っている。</li> </ul> <p>何か質問があればお願いしたい。 相談件数について、NPOの件数が多いのは何か理由があるのか。</p>
北場相談員	<p>支援方策検討会で相談の分析などを意見交換していたが、生活困窮の学習支援等で子ども・保護者からの相談が増えている。一緒に対応している相談もあるため、両方でカウントされているものも若干ある。</p>
部会長	<p>本日は、生活困窮者支援事業について、お話を伺いたく、「生活困窮者自立支援制度の活用と隣保事業の活性化」と題して、鳥取市総務部中央人権福祉センター主幹、川口寿弘さんにお話をお聞きしたい。</p>
川口氏	<p><b>【川口氏講演 講演資料1～6】</b></p> <p>鳥取市人権福祉センター（隣保館）の取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取市には人権福祉センター（隣保館）が10館あり、総務部付になっている。県内では福祉部局や教育委員会についている隣保館がある。正規職員がいるのは中央人権福祉センターのみで、館長を含めその他の館では嘱託職員となっている。50名弱の職員で全体を運営している。</li> <li>・隣保事業として最も大事なものは相談事業と考えている。それがすべての事業のベースとして位置づけており、社会調査・研究事業についても相談内容のデータ化と分析を行うことで実施しており、また啓発交流や地域福祉についても相談事業を踏まえたものとしている。</li> <li>・離婚の相談が多ければ、人権講座のテーマに離婚に関わるものを設定する、といったように相談事業をベースとした循環を意識している。</li> <li>・隣保館の位置づけについては、鳥取では以前の同和対策のイメージが強く、同和地区限定というイメージがあり、そうではないという話をしている。市役所職員でも以前のイメージを持っている人がいる。生活困窮者自立支援を隣保館でという話をして、「地域限定でしょ」と言われたことがある。</li> <li>・厚労省の主管課長会議においても、多様化する住民ニーズへの対応のため積極的な対応が必要、隣保館の基幹業務である相談事業の充実強化を図らなければならない、隣保館を重要な社会資源として活用すべき、人権啓発に加えて地域</li> </ul>

発言者	内 容
	<p>福祉の一翼を担う職員の力量向上などが資料にうたわれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一方で鳥取県内でも隣保館を積極的に活用しようとする方向ではない自治体も多い。今後活用すべき施設だと考えている。</li> <li>・隣保館の目指す方向として、社会情勢全体を考えると、生活困窮者自立支援や地域包括ケアシステム、介護保険の改正等に対し、隣保館が補完的な活動ができると考えている。これまでの経験やノウハウを活かすチャンスだと考えている。直接生活困窮者自立支援の補助金が得られるだけではなく、相談機能強化等の隣保館事業を活用してトータルに関わることができる。</li> <li>・法的な根拠や学際的な福祉理念に基づいた隣保事業を今後展開できるのではないかと。</li> </ul> <p>鳥取市における隣保館の経緯について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2007年に全隣協が「明日の隣保館検討委員会報告書」を出版。それを契機として、鳥取市隣保館研究集会を開催。全職員が一日かけて隣保館の今後の可能性を議論した。</li> <li>・議論した内容を報告書としてまとめ、市長あてに提出した。高評価をいただき、活用する方向でとなった。</li> <li>・鳥取市隣保館のあり方検討委員会を立ち上げ、議論した可能性の具体化について、職員で議論を始め、まとめを出した。</li> <li>・総合検討委員会を2009年に立ち上げ、2年にわたって議論してきた。行財政改革や職員適正化計画の議論も始まったところで、職員減の方向も踏まえた上で方向性を議論した。</li> <li>・2010年度ごろから議論内容の具体化の取り組みとして、運営評価、個別事業評価システムの構築（運営委員会の再設置）。本庁の評価システムより厳しい評価システムを隣保館で率先して行った。より良い事業をつくるため。庁内での人権福祉センターの取り組みへのまなざしが変わってきた。</li> <li>・2011年ごろから相談に関わる検討委員会の設置、社会福祉協議会や学識経験者などの外部委員も加わって議論した（まとめが資料2「人権相談報告書」となっている）。</li> <li>・相談の名称を「人権・生活相談」とした。人権相談だといわゆる差別問題だけで、生活が入らないし、生活相談だとどこでもやっていることになってしまう。</li> <li>・複合的な課題を抱える相談者に対し、職員が各窓口に相談に行くときに付き添うなど、繋いで戻し、繋いで戻ししていきながら、解決していった自立につながるのが「包括的な相談支援」。支援をコーディネートするのが隣保館の役割。</li> <li>・地域にある公共施設で職員が配置されており、どんな相談にも乗ってくれる施設は隣保館しかない。</li> <li>・庁内の相談窓口や関係機関に人権相談報告書を配布し、隣保館のやり方を周知するものとした。それが高い評価をいただき、連携した取り組みのきっかけと</li> </ul>

発言者	内 容
	<p>もなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談内容をデータとして活用できる相談記録票を定めた。多様な課題や、相談回数等も記録できる形にしている。これらを活用して常用の分析や講座の企画につなげている。</li> <li>・皆で議論しながら現在の形になってきた。</li> </ul> <p>生活困窮者自立支援制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省の制度概要説明資料において、相談者の自立と尊厳の確保と地域づくりが制度の目標として掲げられている。これは人権課題の解決のために地域づくり、まちづくりをすすめてきた隣保館と共通する。包括的、継続的支援についても隣保館の相談支援事業のスタイルである。隣保館の相談支援事業と生活困窮者自立支援制度の相談支援事業は書いてある内容は同じ。</li> <li>・困窮者は経済的困窮のイメージになりやすいが、制度ができる以前の厚労省の委員会の議論などを読むと、社会的に孤立した人の支援が課題となっていた。その意味では隣保館こそが人権の視点で孤立した、排除された人に関わってきた。隣保館がかかわってきた人がそのまま自立支援制度の対象者になるような状況。</li> <li>・多くの場合は福祉部局で生活保護を担当する部局に生活困窮者支援を置く場合があるが、生活保護は制度上制約的、指導的な側面があり、伴走型が求められる新制度においては隣保館こそが適任ではないか。</li> <li>・そうした考え方に基づいて、鳥取市では中央人権福祉センター内に3人の相談員を配置し、パーソナルサポートセンターを置いている。隣保館の相談支援と一体的に対応している。</li> <li>・生活保護の担当課との住み分けや連携、職員兼務をかけて一体的に運用する手法を使っており、予算についても連携して実行できる体制を取っている。</li> <li>・地域のセンターがアウトリーチの拠点となっており、10センターを一つのパッケージとして新たな制度を運用している。</li> <li>・パーソナルサポートセンターの現状として毎月30人程度の新規相談がある。</li> <li>・パーソナルサポートセンターの3人の相談員に対し月当たり400件、1日20件の相談対応がある月もある。相談員の対応件数は増加している。新年度1名増員を予定している。</li> <li>・相談者の男女比はほぼ半々、50歳代以下が6割、本人が相談に来るのが4割、関係者が来たケースが6割。深刻な課題を抱えている人ほど、本人が行動を起こしにくいという状況があり、周囲の配慮で6割がつながっているのは良い数字ではないか。</li> <li>・人権福祉センターの相談では女性が多く、年齢はやや高め、継続支援が必要な人が6割以上。26年度500件ほどの相談が27年度900件ほどの相談になっている。パーソナルサポートセンターの宣伝をするほど、隣保館の相談の宣伝にもなっ</li> </ul>

発言者	内 容
<p>部会長</p> <p>川口氏</p>	<p>ており、隣保館の相談員も新年度に1名増員となった。</p> <p>社会資源の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取ではNPOも少なく、学習支援ができる団体もほとんどない。したがって、隣保館が支援してそうした団体をつくることに取り組んだ。子どもの貧困に関する学習会を行い、参加者を中心として団体を立ち上げ、今年度より学習支援事業を委託して実施している。こうした活動も含め、いろんな可能性を持っているのが隣保館ではないか。学習支援だけでなく子ども食堂にも取り組んでいる。</li> </ul> <p>鳥取県隣保館連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会加盟費が1館当たり概ね7万円、鳥取市全体では約70万円。そこで、全県的に議論して職員研修や求められるスキルについて定め、研修を実施している。</li> <li>・隣保館は施設という居場所があり、支援できる人が配置されており、予算を持っている。こんな施設は地域にない。いろんな可能性を持っている施設である。これをどう活用していくかという議論が、全国的に展開されていくと良いと考えている。</li> </ul> <p>質疑の時間を取りたいと思うが、何かないか。</p> <p>同和地区限定とみられていたとおっしゃっていたが、社会の動きと職員の取り組みの中で、庁内や市民の意識に変化は見られてきたのか。職員の思いが強く、自分たちで議論し評価し報告書を作成しているが、この思い入れはどこから来たのか。</p> <p>市民からの評価は計り知れないところはある。よく見る人だから相談しやすい、ということと、相談しにくいということがある。相談スキルを高めることで、単なる顔なじみだからということではなく、スキルを期待して相談に来るということが増えているように思う。チラシではなく名刺サイズのカードを作って、美容室やマッサージ屋などにも配布しており、そのカードが市内に流通している。カードを見てきたケースが増えており、以前の隣保館には無かった利用が増えている。あそこでなんとかしてくれるのではないかと、という評価はされてきたのではないかと。</p> <p>市役所内でも関係部署との連携が進むにつれて評価が高まっており、庁内の連絡会議に隣保館が位置づけられるようになってきた。これまでは無かったこと。相談対応についての評価が庁内でも高まっていると考えられる。</p> <p>隣保館の職員自身が自負を持っていても、周囲から適正な評価を得られていないと感じていたことがあり、宣伝不足やスキル不足もあったと思うが、自分たちの取り組みで評価が上がるのがうれしく、多くの職員が知恵を出し合って作っ</p>

発言者	内 容
	<p>てきたことが一つの財産になっている。また、いろんな窓口を回って、たらいまわしにされたのちに、隣保館にたどり着いた相談者が多く、いろんな問題を抱えている人がある。隣保館が無くなればそうした人のよりどころが無くなることになってしまい、そういう人たちのためにも頑張っていきたい。</p>
委員	<p>人口19万にセンター10か所となると、2万人に1箇所というイメージか。</p>
川口氏	<p>旧鳥取市に5館、周辺の旧町村に5館であり、周辺の旧町の奉仕人口は少ない。</p>
委員	<p>茨木市は人口28万人に対して3館であり、非常に少ない。鳥取市の場合は地域に浸透する素地があり恵まれているようにも感じる。ここ数年データを蓄積されているということだが、データ件数はどれくらいあるのか。</p>
川口氏	<p>データ量をお答えするのは難しい。ただ、事業に生かす分析はしているものの、専門的な解析までは十分できていない。取り組みがこの間定着してきたため、丁寧に今後取り組んでいきたい。</p>
委員	<p>相談データの分析は非常に難しいことだと思うし、そもそも記録をつくるのが難しいと思う。われわれがやっている相談だと8～9の区分に分けているだけだが、データをまとめて、事業に生かすということは、どの担当でされているのか。</p>
川口氏	<p>中央人権福祉センターが管理的な業務に取り組んでおり、そこで行っている。毎月エクセルのシートが各センターから集まるのでそれをまとめている。また4半期ごとに相談者が集まる会で、データに出ない状況を言葉でも聞き取っている。そうした形でまとめている。</p>
委員	<p>鳥取大学等にデータ解析を委託するようなことはあったのか。</p>
川口氏	<p>簡単なデータ調査程度はあったが予算のない中無理を言ってお願いした。</p>
部会長	<p>引き続き地域関係団体からのヒアリングとして、NPO法人M-CANを代表して定岡さんをお願いする。</p> <p><b>【NPO紹介DVD視聴】</b></p>
部会長	<p>続いて、部落解放同盟支部長に、引き続きお話をお聞きする。隣保館についても書かれており、隣保館の第一人者とも言える方である。</p>

発言者	内 容
支部長	<p><b>【支部長 発言】</b></p> <p>総持寺地区について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の名前は中城（なかんじょう）という。子どものころは北中城で「きたないかんじょう」とも呼ばれてきた。80世帯くらいの小さい部落である。</li> <li>・ かつて2本水利権を持っており、石高も高かったが、ある時代から石高が落ち、カワタという名前と同時に被差別が始まった。そこには石山本願寺の合戦が関係するであろうといわれている。当時の宝物がないかと言われた寺から蓮如の巻物が出てき、南無阿弥陀仏と書かれていた。</li> </ul> <p>隣保館について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域のことについては道祖本も沢良宜も同じであると思うので、地域のことより隣保館について申し上げたい。</li> <li>・ そもそも隣保館が必要なのか、なぜ同和地区にしか建っていないのかということから議論しなければならないと思う。私は、同和地区隣保館はどこまで行っても部落問題解決のための施設であると考えている。これは、補助金の要綱や歴史的経緯を見ても明らかだと思う。そのもとで部落問題が解決したのかということをお聞きしたい。</li> <li>・ その上で、部落問題が変わっているという視点を見なければならない。昔のような部落問題が同じようにあるかといえば、そうではないということを理解しなければならない。</li> <li>・ 1点目は改めて部落問題は難しいということをお聞きしたということ。他の差別は異なるけれども平等を追求する者であった（異化のアイデンティティ）が、部落問題は「違わない」と運動も行政も言い続けてきた（同化のアイデンティティ）。違いが分かりにくくなった時点で、課題が見えにくくなった。</li> <li>・ 2点目は地域における排除の受け皿として同和地区があるという事実が厳然としてある。2000年の調査では、高校進学率の格差、大学進学率4分の1、職域の階層（ブルーカラー、ホワイトカラー）が異なる、1990年から2000年にかけて大阪の都市型部落は2割程度の人口が移動しているということが明らかになった。私は部落は閉鎖されたコミュニティとらえていたが、2割強が移動している。固定したコミュニティではなかった。高学歴・自立・自活層が外へ出る一方で、母子家庭、一人暮らし高齢者、障害者世帯などが地域に入ってくる、困難が一方通行の状況。生活の厳しい人の集住地域になっていく、定住者によるコミュニティをつくりにくい状況。部落問題は地域の中には無い。いやだと思ってもそこに入ってこざるを得ない関係を作り出す外の社会にある。社会学で言うジェントリフィケーションである。都市の恒久化に伴う人口移動の反作用である。低家賃、低額で生活可能な地域環境を求めて部落に入ってくる。貧困が集中するという状況が生まれている。</li> <li>・ 部落だけなのかといえばそうではない、府営住宅もそうである。しかしながら</li> </ul>



発言者	内 容
	<p>同和地区はそれにも増して課題が強くなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3点目はこれまでとは異なる差別状況が生まれている。ネットで調べれば、ここが同和地区であることはすぐわかる状況になっている。歴史的な経過があつて部落民の血筋があるということではなく、貧困が集中して新しい状況が生まれている。</li> <li>・ 社会課題が集中している。他の地域と決定的に違うのは、相談機能センターとして隣保館が建っている。つまり、部落問題に対応するということは社会課題に対応することである。基本はそこにあるということが私の意見である。複雑化し多他問題化し集中化した社会課題となった部落問題に対し、これまではない新しいアプローチを検討すべき。</li> <li>・ もう一つは同和問題解決のためのアプローチをどう展望するのか。同和対策はポジティブアクションであった。積み重なった差別の結果による不利益を公的な支援によって救済することは国際的な人権基準である。その上で私は、積極的措置は平等の実質化を図る具体的措置であり、既得権化することがないよう、有期限的であるべき。隣保館も同和問題が解決したら、やめたらいい。しかし、目標設定をどこにするのかということ、科学的な差別実態の把握と調査・分析に基づかなければならない。ここに行政の責務があると思っている。その意味であり方検討会は政治性・恣意性を排して客観的な判断をお願いしたい。</li> <li>・ 青少年センターの廃止にあたっては、あり方検討も地域の声も聞かずに一方的に行つた。我々は判断のためのプロセスや手続きの客観性に疑義があり、その判断が間違いだったからこの何年か問題が出ているというのが私の認識。廃止される半年前には子ども・若者支援法ができたにもかかわらず、その直後に廃止した。非常にちぐはぐな対応であった。前の姿勢を悪くいうことは日本ではあまりしないが、見直すべきところは見直すべきである。</li> </ul> <p>隣保館運営と地域住民について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民とはだれか、隣保事業とは何か。隣保館自体は同和地区だけに建つてきたものではない。資料（大阪におけるセツルメントの動き）にあるようにいくつもの施設が同和地区以外でできている。部落に入ってくるのは治安が目的であった。1918年米騒動をきっかけに、1921年（水平社は1922年）に隣保館を部落に建てるようになった。1921年の最初の事業は部落専任巡査派遣事業であった。</li> <li>・ 2011年に解放同盟を隣保館の目的合致団体から外すということに対して裁判を行い、和解によって我々の主張が認められた。国の見解が新たに出て、地区指定の有無にかかわらず差別の実態が生じていた地域住民のことを指す、とされた。</li> <li>・ 地域住民は隣保館への経営参画を求められている。</li> <li>・ 箕面には北芝とは別にもう一つ隣保館がある。運動は政治的な流れでいくつか</li> </ul>

発言者	内 容
部会長	<p>に分かれており、もう一つの箕面の地域は我々とは考え方が違う地域である。そこも含めて隣保館の指定管理を取っている。その団体も地域住民の福祉と権利向上を守ることを謳っており、イデオロギーには関係ない原則であると理解している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隣保館の運営手法については私見として指定管理を求めている。その理由として1つは隣保館は本来民営である。</li> <li>・ 2つ目に、本当の行政責任、隣保館の最終の目的は、この施設を当事者の手で運営させることである。そのことができるように応援することが本来の行政責任であり、直接肩代わりすることが行政責任だというのは誤りである。当事者を育て、守り、育成することが行政のソーシャルワークである。</li> <li>・ 3つ目にサービスの受け手から担い手になることが当たり前になってきている。</li> <li>・ 4つ目に当事者主権</li> <li>・ 5つ目に茨木の3地区には経験とスキルが育っている。</li> <li>・ 6つ目に隣保館裁判から学んだこと</li> <li>・ 7つ目に同和問題の解決の視点から、大阪府同和問題解決推進審議会の提言（2008年）においても、当事者の主体的な活動の支援、協働の取り組みを促進するための条件整備に行政は努めなくてはならないとしている。</li> <li>・ 補助金800万円が減ることは大したデメリットではない。指定管理になれば自前でやれることはいくらでもある。</li> <li>・ 業務委託方式は、隣保館の理念からはずれる。厚労省の補助金で唯一の運営費補助であるのは、仕様がなく地域によって課題がばらばらであるからである。隣保館は発見し、課題化し、発信する施設であり、仕様書で固めた委託はその本旨に外れる。</li> <li>・ 近年戦前の社会事業が見直されている。消極的社会事業はサービス給付。積極的社会事業は励ましや寄り添い。社会環境を改善すること。それを一緒にやってきたのが戦前の社会事業。戦後はその二つが分かれ、消極的社会事業は厚労省の事業、積極的社会事業は公民館に引き継がれた。これをもう一度一本化するべきという議論が出ている。そしてこれらを一緒にやってきたのが同和地区隣保館である。しかし行政が作ったものだったからこそ福祉の源流から外れてしまった。しかしそこで蓄積されたスキルと実践は大きく、それを今日的にどう生かすかが問われていると考えている。</li> </ul> <p>何か質問はないか。それでは本日も長期にわたりありがとうございました。有り方検討部会はこれまでとしたい。その他について事務局より願います。</p>
事務局	<p style="text-align: center;"><b>2 議題 [2] その他</b></p> <p>次の日程であるが、4月13日午後2時半から市役所南館8階中会議室において、第5回目の部会を開催したい。内容としては子ども・若者支援事業について</p>

発言者	内 容
部会長	<p>意見を聞き、その後あり方検討の素案の検討をしたいと考えている。</p> <p>それでは本日の会議はこれで終了する。ありがとうございました。</p> <p><b>3 閉会</b></p>